

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	010 土木一式工事	建設業法上の建設工事の種類	土木一式工事
本市の工事種目	01 土木工事	建設業許可の業種	土木工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)				
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者		支店業者		市外業者
						土木参加希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装	土木参加希望のみ	土木・建築 又は 土木・舗装	
A	1,100 点以上	3 億円以上	工事場所にかかわらず入札参加可	工事場所にかかわらず入札参加不可	市外業者 入札参加不可	3 本	参加希望 工事内で 2 本	1 本	参加希望 工事内で 1 本	受注不可
B	800 点～1,099 点	3 億円未満 9 千万円以上						受注不可		
C	600 点～799 点	9 千万円未満 2.5 千万円以上								
D	600 点未満	2.5 千万円未満								

※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値 (P 点) は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値 (P 点) から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値 (P 点) とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値 (P 点) が 600 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 2.5 千万円 (税込) 以上 8 千万円 (税込) 未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格 8 千万円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 [本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事 (契約管財局以外が発注する案件を含む) において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 80 点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で 80 点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、工事種目 (01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事) において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。

ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。

なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	020 建築一式工事	建設業法上の建設工事の種類	建築一式工事
本市の工事種目	02A 建築工事	建設業許可の業種	建築工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数(予定価格700万円(税込)以上に適用)					
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者		支店業者		市外業者	
						建築参加希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装	建築参加希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装		
A	1,100点以上	6億円以上	工事場所にかかわらず入札参加可	工事場所にかかわらず入札参加不可	市外業者	3本	参加希望工事内で2本	1本	参加希望工事内で1本	受注不可	
B	800点~1,099点	6億円未満 1.5億円以上						入札参加不可	受注不可		
C	650点~799点	1.5億円未満 3.5千万円以上							受注不可		
D	650点未満	3.5千万円未満							受注不可		

※ 契約管財局が発注する予定価格700万円(税込)未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

WTO案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値(P点)は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P点)から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P点)とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値(P点)が650点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3.5千万円(税込)以上9千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格9千万円(税込)以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 [本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成29年1月1日から平成29年12月31日の間に完成した本市発注工事(契約管財局以外が発注する案件を含む)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。また、工事種目(01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
 ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
 なお、修正が行われた場合の通知日が平成29年1月1日から平成29年12月31日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	130 舗装工事	建設業法上の建設工事の種類	ほ装工事
本市の工事種目	03 舗装工事	建設業許可の業種	ほ装工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数(予定価格700万円(税込)以上に適用)				
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者		支店業者		市外業者
						舗装参加希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築	舗装参加希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築	
A	800点以上	1億円以上	工事場 所にか かわら ず入 札参 加可	工事場 所にか かわら ず入 札参 加可	入札参 加不 可	3本	参加希 望工 事内 で 2本	1本	参加希 望工 事内 で 1本	受注不 可
B	600点～799点	1億円未 満 2.5千 万円以 上		入札参 加不 可				受注不 可		
C	600点未 満	2.5千 万円未 満		受注不 可						

- ※ 契約管財局が発注する予定価格700万円(税込)未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値(P点)は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P点)から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P点)とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値(P点)が600点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格2.5千万円(税込)以上8千万円(税込)未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格8千万円(税込)以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成29年1月1日から平成29年12月31日の間に完成した本市発注工事(契約管財局以外が発注する案件を含む)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。また、工事種目(01 土工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成29年1月1日から平成29年12月31日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	080 電気工事	建設業法上の建設工事の種類	電気工事
本市の工事種目	04 電気工事	建設業許可の業種	電気工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
A	1,050 点以上	1.3 億円以上	工事場所にかかわらず入札参加可	工事場所にかかわらず入札参加可	入札参加不可	3 本	1 本	受注不可
B	750 点～1,049 点	1.3 億円未満 3 千万円以上		入札参加不可			受注不可	
C	750 点未満	3 千万円未満		入札参加不可			受注不可	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）が 750 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 3 千万円（税込）以上 8 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 80 点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で 80 点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	090 管工事	建設業法上の建設工事の種類	管工事
本市の工事種目	05 給排水衛生冷暖房工事	建設業許可の業種	管工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
A	1,000 点以上	1.3 億円以上	工事場所にかかわらず 入札参加可	工事場所にかかわらず 入札参加可	入札参加不可	3 本	1 本	受注不可
B	700 点～999 点	1.3 億円未満 3 千万円以上		入札参加不可			受注不可	
C	700 点未満	3 千万円未満						

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）が 700 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 3 千万円（税込）以上 8 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 80 点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で 80 点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	230 造園工事	建設業法上の建設工事の種類	造園工事
本市の工事種目	06 造園工事	建設業許可の業種	造園工事業

物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	予定価格(税込)	地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
A	700 点以上	2 千万円以上	工事場所にかかわらず 入札参加可	入札参加不可	入札参加不可	3 本	受注不可	受注不可
B	700 点未満	2 千万円未満						

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
 WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
 上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）が 700 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 2 千万円（税込）以上 8 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 [本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 80 点以上の成績があった本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、評定点で 80 点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
 ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
 なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	050 とび・土工・コンクリート工事 または 290 解体工事	建設業法上の建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事 または解体工事
本市の工事種目	02C 解体工事	建設業許可の業種	とび・土工工事業または解体工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所にかかわらず 入札参加可	入札参加不可		3 本	受注不可	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 建設業許可の業種における、とび・土工工事業の者は、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）附則第 3 条第 1 項に規定する経過措置の適用を受ける者であることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	110 鋼構造物工事または 111 鋼橋上部工事	建設業法上の建設工事の種類	鋼構造物工事
本市の工事種目	07A 鋼桁工事	建設業許可の業種	鋼構造物工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所にかかわらず入札参加可		入札参加不可	受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)		受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者及び支店業者は 2 本とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	010 土木一式工事または 011 プレストレストコンクリート工事	建設業法上の建設工事の種類	土木一式工事
本市の工事種目	07B ピーシー桁工事	建設業許可の業種	土木工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所にかかわらず入札参加可		入札参加不可	受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)		受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者及び支店業者は 2 本とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	260 水道施設工事	建設業法上の建設工事の種類	水道施設工事
本市の工事種目	07C 鋼管工事	建設業許可の業種	水道施設工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所に かかわらず 入札参加可		入札参加不可	受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項 に該当する者は受注本数制限を行う)		受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者及び支店業者は 2 本とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	140 しゅんせつ工事	建設業法上の建設工事の種類	しゅんせつ工事
本市の工事種目	08 しゅんせつ工事	建設業許可の業種	しゅんせつ工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所に かかわらず 入札参加可		入札参加不可	3 本	1 本	受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	220 電気通信工事	建設業法上の建設工事の種類	電気通信工事
本市の工事種目	10 電気通信工事	建設業許可の業種	電気通信工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所に かかわらず 入札参加可		入札参加不可	3 本	1 本	受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	170 塗装工事	建設業法上の建設工事の種類	塗装工事
本市の工事種目	11A 塗装工事	建設業許可の業種	塗装工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所以 にかかわらず 入札参加可	入札参加不可		3 本	受注不可	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目または 11B 防水工事において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	180 防水工事	建設業法上の建設工事の種類	防水工事
本市の工事種目	11B 防水工事	建設業許可の業種	防水工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所に かかわらず 入札参加可	入札参加不可		3 本	受注不可	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目または 11A 塗装工事において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	190 内装仕上工事	建設業法上の建設工事の種類	内装仕上工事
本市の工事種目	12 たたみ工事	建設業許可の業種	内装仕上工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場 所にか かわら ず入 札参 加可	入札参加不可		受注本数制限なし (ただし、下記の受注可 能本数に関する事項に該 当する者は受注本数制限 を行う)	受注不可	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者は 2 本とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	050 とび・土工・コンクリート工事または 170 塗装工事	建設業法上の建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事または塗装工事
本市の工事種目	13A 交通安全施設工事	建設業許可の業種	とび・土工工事業または塗装工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)	1 本	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事 (契約管財局以外が発注する案件を含む) のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者は 2、支店業者及び市外業者は受注不可とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	050 とび・土工・コンクリート工事	建設業法上の建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事
本市の工事種目	13B 防球ネットフェンス工事	建設業許可の業種	とび・土工工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
工事場所に かかわらず 入札参加可		入札参加不可	3 本	1 本	受注不可

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	050 とび・土工・コンクリート工事または 230 造園工事	建設業法上の建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事または造園工事
本市の工事種目	13D 遊具工事	建設業許可の業種	とび・土工工事または造園工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)	1 本	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事 (契約管財局以外が発注する案件を含む) のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった本店業者は 2、支店業者及び市外業者は受注不可とする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

本市の登録種目	010 土木一式工事	建設業法上の建設工事の種類	土木一式工事
本市の工事種目	14B 管更生工事	建設業許可の業種	土木工事業

地域要件			受注可能本数 (予定価格 700 万円(税込)以上に適用)		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			3 本	1 本	

- ※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円 (税込) 未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
WTO 案件や総合評価落札方式案件など物件等級を設けずに入札を実施する案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- ・ 予定価格 8 千万円 (税込) 以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- ・ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事 (契約管財局以外が発注する案件を含む) のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間のものを対象とする。